

鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学との
鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定書

鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学（以下「鳴門教育大学」という。）においては、平成20年に地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とした「国立大学法人鳴門教育大学と鳴門市との連携協力に関する協定書」を締結し、教育、文化、まちづくり、福祉、産業等の各分野における包括的な連携協力をを行い、成果をあげてきた。

これまでの成果を踏まえつつ、教育・保育の分野での一層の連携協力体制を構築し、鳴門教育大学はその教育資源を鳴門市内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校（以下「保・幼・小・中学校」という。）に提供するとともに、保・幼・小・中学校は鳴門教育大学の教育研究への協力を行うことにより、鳴門市学園都市化を目指し、この協定書を取り交わすものとする。

(目的)

第1条 この協定は、鳴門市、鳴門市教育委員会及び鳴門教育大学との教育・保育の分野での一層の連携協力のもと、鳴門教育大学の有する教育資源の保・幼・小・中学校への提供及び保・幼・小・中学校における鳴門教育大学の教育研究への協力を通して、鳴門市内の保・幼・小・中学校の教育・保育の充実・向上を図ることを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 保・幼・小・中学校の教育上の課題や鳴門教育大学の状況等を踏まえ、次の事項について連携協力を行う。

- (1) 幼児教育・保育に関すること。
- (2) 学力向上に関すること。
- (3) 生徒指導に関すること。
- (4) 課外活動に関すること。
- (5) 教育研究活動に関すること。
- (6) その他3者が協議して必要と認めること。

(連携協力会議)

第3条 3者は、本協定書の目的に基づき連携協力の体制や方策について協議するため、「鳴門市学園都市化構想に関する連携協力会議」を設置する。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、鳴門市、鳴門市教育委員会及び鳴門教育大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、鳴門市、鳴門市教育委員会及び鳴門教育大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を3通作成し、署名のうえ、各々1通保有する。

平成25年2月8日

国立大学法人 鳴門教育大学 学長

鳴門市長

田中 雄三

糸 理新

鳴門市教育委員会 教育長

近藤 芳夫